

# 1 学校評価の概要

## (1) 目的

- 学校の教育の質の向上と組織的・継続的な改善
- 学校の説明責任の明確化と地域ぐるみの教育の推進
- 設置者による学校の評価結果に応じた条件整備や改善の措置

## (2) 学校評価の形態

### ① 自己評価

各学校の教職員が、校長のリーダーシップのもと、あらかじめ設定した目標や具体的計画に照らし、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価する。

### ② 外部評価

保護者や地域住民、学識経験者等により構成された評価委員会が、学校が行った自己評価の結果について評価する。

## (3) 学校評価の法令上の位置づけ

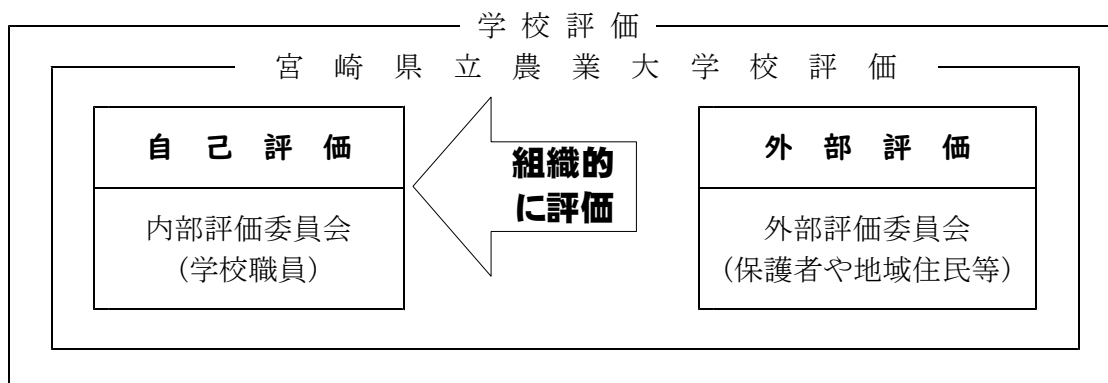
学校教育法 第42条・第43条

## (4) 学校評価における「外部評価」について

### ① 「外部評価委員会」

- 「外部評価委員会」は学校の行った自己評価結果を評価する合議制の組織であり、その構成委員はその組織の一員である。従って、「外部評価委員会」の委員個人として校長に意見を述べるものではない。

### ② 学校評価の関係図



## (5) 守秘義務と情報公開について

### ① 守秘義務

外部評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### ② 情報公開

地域に開かれた大学校づくりを進め、学校と家庭や地域との連携を深めるという観点から、保護者や地域住民等に対し、外部評価委員の意見を公表したり、外部評価委員会の提言が学校運営に生かされた事例を公開するなど、情報公開を行っていく。(学校HP・後援会総会にて公表)